

2024年3月19日
株式会社広島マツダ

景品表示法に基づく措置命令について

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2024年（令和6年）3月19日、株式会社広島マツダ（以下、「当社」）は、お客様に提供した「車両用クレベリン」（車室内消臭・除菌を目的としたアフターサービス商品。以下、当該商品）の効果・効能表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より、同法第7条第1項に基づく措置命令を受けました。

この度は、お客様、お取引先様ならびにすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1. 措置命令の対象商品

車両用クレベリン 2015年8月より販売

2. 措置命令の対象となる事実

2019年（平成31年）2月から2023年（令和5年）5月に当社ウェブサイトにおいて、当該商品の画像と共に「クレベリンは様々なウイルス・菌・ニオイを除去できるという二酸化塩素の働きに着目し、ウイルスの作用抑制、除菌、消臭が出来る“衛生管理製品”です」及び「マツダ純正車内除菌サービスは、車両用クレベリンを使用し、洗いたくても洗えない車内を除菌します。」並びに「車両用クレベリンの効果」及び「効果持続（目安）：約3ヶ月」等と、表示をしていたことが、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

当社として今回のことを重く受け止め、今後このようなことが起きることがないように、再発防止を図ってまいります。尚、当該商品につきましては、当社ウェブサイトから当該商品に関する表示を削除するとともに、取扱いを終了しております。

[本件に関するお問い合わせ先] サービス部総括グループ TEL 082-286-2262
相談受付時間 10:00~17:00（第2火曜日を除く）

以 上